

新型コロナウイルス感染症対策事業のお知らせです

○緊急小口資金貸付金（特例貸付 主に休業された方向け）

対象：新型コロナウイルスの影響による休業などで、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯

貸付上限：20万円以内



○総合支援資金貸付金（特例貸付 主に失業された方等向け）

対象：新型コロナウイルスの影響による失業などで、日常生活を続けることが困難となっている世帯

貸付上限：2人以上の世帯 月20万円以内、単身世帯 月15万円以内

※貸付期間：原則3月以内

→ 申込受付期間：令和3年3月31日まで期間延長

問い合わせ先：奈義町社会福祉協議会 電話36-6363

○たすけあい貸付金（奈義町）

貸付上限：2人以上の世帯 月20万円以内、単身世帯 月15万円以内

対象：新型コロナウイルスの影響による休業などで、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯

申請方法：社会福祉協議会が行う特例貸付決定の写しを添付し、申請書を提出